

広島県立自然公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○広島県立自然公園条例 昭和三十四年十月九日条例第四十一号</p> <p>改正</p> <p>昭和四八年 三月二四日条例第二〇号 昭和四八年一〇月 一日条例第四一号 平成 三年 七月 五日条例第二八号 平成一五年 三月一四日条例第六号 平成一七年 七月 六日条例第三七号 平成二〇年一〇月 九日条例第三〇号 平成二二年 三月二三日条例第一号 平成二三年一二月二六日条例第五二号 令和 元年一〇月 八日条例第二一号 <u>令和 四年 月 日条例第 号</u></p> <p>広島県立自然公園条例をここに公布する。 広島県立自然公園条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 指定（第四条・第五条） 第三章 公園計画（第六条—<u>第七条の二</u>） 第三章の二 公園事業（<u>第七条の三—第十条の十一</u>） 第四章 保護及び利用（第十一条—第二十五条） <u>第四章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第二十五条の二—第二十五条の六）</u> 第五章 風景地保護協定（第二十六条—第三十一条） 第六章 公園管理団体（第三十二条—第三十七条）</p>	<p>○広島県立自然公園条例 昭和三十四年十月九日条例第四十一号</p> <p>改正</p> <p>昭和四八年 三月二四日条例第二〇号 昭和四八年一〇月 一日条例第四一号 平成 三年 七月 五日条例第二八号 平成一五年 三月一四日条例第六号 平成一七年 七月 六日条例第三七号 平成二〇年一〇月 九日条例第三〇号 平成二二年 三月二三日条例第一号 平成二三年一二月二六日条例第五二号 令和 元年一〇月 八日条例第二一号</p> <p>広島県立自然公園条例をここに公布する。 広島県立自然公園条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 指定（第四条・第五条） 第三章 公園計画（第六条・<u>第七条</u>） 第三章の二 公園事業（<u>第七条の二—第十条の七</u>） 第四章 保護及び利用（第十一条—第二十五条）</p> <p>第五章 風景地保護協定（第二十六条—第三十一条） 第六章 公園管理団体（第三十二条—第三十七条）</p>

改正後	改正前
<p>第七章 雑則（第三十八条—第四十条） 第八章 罰則（第四十一条—第四十七条） 附則</p> <p>第一章 総則 （目的）</p> <p>第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 （定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 広島県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条に規定する国立公園又は国定公園の区域に属するものを除く。）であつて、知事が第四条の規定により指定するものをいう。</p> <p>二 公園計画 広島県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。</p> <p>三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。 （財産権の尊重及び他の公益との調整）</p> <p>第三条 この条例の適用に当たっては、広島県自然環境保全条例（昭和四十七年広島県条例第六十三号）第三条で定めるところによるほか、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と県土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>第二章 指定 （指定）</p> <p>第四条 自然公園は、知事が、関係市町及び広島県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。</p>	<p>第七章 雑則（第三十八条—第四十条） 第八章 罰則（第四十一条—第四十七条） 附則</p> <p>第一章 総則 （目的）</p> <p>第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 （定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 広島県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条に規定する国立公園又は国定公園の区域に属するものを除く。）であつて、知事が第四条の規定により指定するものをいう。</p> <p>二 公園計画 広島県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。</p> <p>三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。 （財産権の尊重及び他の公益との調整）</p> <p>第三条 この条例の適用に当たっては、広島県自然環境保全条例（昭和四十七年広島県条例第六十三号）第三条で定めるところによるほか、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と県土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>第二章 指定 （指定）</p> <p>第四条 自然公園は、知事が、関係市町及び広島県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。</p>

改正後	改正前
<p>2 知事は、自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を広島県報で公示しなければならない。</p>	<p>2 知事は、自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を広島県報で公示しなければならない。</p>
<p>3 自然公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。 (指定の解除及び区域の変更)</p>	<p>3 自然公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。 (指定の解除及び区域の変更)</p>
<p>第五条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町及び審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第五条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町及び審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>2 前条第二項及び第三項の規定は、自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。 第三章 公園計画 (公園計画)</p>	<p>2 前条第二項及び第三項の規定は、自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。 第三章 公園計画 (公園計画の決定)</p>
<p>第六条 公園計画は、知事が、関係市町及び審議会の意見を聴いて決定する。</p>	<p>第六条 公園計画は、知事が、関係市町及び審議会の意見を聴いて決定する。</p>
<p><u>2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。</u></p>	
<p><u>3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。</u></p>	
<p><u>4 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を広島県報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。</u> (公園計画の廃止及び変更)</p>	<p>2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を広島県報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。 (公園計画の廃止及び変更)</p>
<p>第七条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町及び審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第七条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町及び審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>2 <u>前条第四項</u>の規定は、公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。 <u>(協議会による公園計画の変更の提案)</u></p>	<p>2 <u>前条第二項</u>の規定は、公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。</p>
<p><u>第七条の二 第七条の四第一項に規定する協議会は第十条の七第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第二十五条の二に規定する協議会は第二十五条の三第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案すること</u></p>	

改正後	改正前
<p>ができる。<u>この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。</u></p> <p>第三章の二 公園事業 (公園事業の決定)</p> <p><u>第七条の三 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。</u></p> <p>2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。 <u>(協議会による公園事業の決定等の提案)</u></p> <p><u>第七条の四 自然公園の区域をその区域に含む市町は、規則で定めるところにより、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第二十四条第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点(以下「利用拠点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する協議会は、知事に対し、第十条の七第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>3 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。</u></p>	<p>第三章の二 公園事業 (公園事業の決定)</p> <p><u>第七条の二 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。</u></p> <p>2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(公園事業の執行)</p> <p>第八条 公園事業は、県が執行する。</p> <p>2 市町は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 県及び市町以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類</p> <p>三 公園施設の位置</p> <p>四 公園施設の規模</p> <p>五 公園施設の管理又は経営の方法</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあつては知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。</p> <p>9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、</p>	<p>(公園事業の執行)</p> <p>第八条 公園事業は、県が執行する。</p> <p>2 市町は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 県及び市町以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類</p> <p>三 公園施設の位置</p> <p>四 公園施設の規模</p> <p>五 公園施設の管理又は経営の方法</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあつては知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。</p> <p>9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、</p>

改正後	改正前
<p>遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。</p>	<p>10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。</p>
<p>(公園事業の執行に要する費用)</p>	<p>(公園事業の執行に要する費用)</p>
<p>第九条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。</p>	<p>第九条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。</p>
<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>第十条 前二条の規定は公園事業のうち国が行う事業について、前条の規定は公園事業のうち道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。</p>	<p>第十条 前二条の規定は公園事業のうち国が行う事業について、前条の規定は公園事業のうち道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。</p>
<p>(改善命令)</p>	<p>(改善命令)</p>
<p>第十条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、第八条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p>	<p>第十条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、第八条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p>
<p>(承継)</p>	<p>(承継)</p>
<p><u>第十条の三 公園事業者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。</u></p>	<p></p>
<p>2 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が市町である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び市町以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けた</p>	<p><u>第十条の三</u> 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が市町である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び市町以外の法人である場合にあつては知事の承認</p>

改正後	改正前
<p>ときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。</p> <p>3 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>5 第三項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。 （公園事業の休廃止）</p> <p>第十条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。 （認可の失効及び取消し等）</p> <p>第十条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第三項の認可は、その効力を失う。</p> <p>2 前項の規定により第八条第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。</p> <p>一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。</p> <p>二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条</p>	<p>を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。</p> <p>2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。 （公園事業の休廃止）</p> <p>第十条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。 （認可の失効及び取消し等）</p> <p>第十条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第三項の認可は、その効力を失う。</p> <p>2 前項の規定により第八条第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。</p> <p>一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。</p> <p>二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条</p>

改正後	改正前
<p>件に違反したとき。</p> <p>三 第十条の二の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 偽りその他不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。</p> <p>(原状回復命令等)</p> <p>第十条の六 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p><u>(利用拠点整備改善計画の認定)</u></p> <p><u>第十条の七 第七条の四第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である</u></p>	<p>件に違反したとき。</p> <p>三 第十条の二の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 偽りその他不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。</p> <p>(原状回復命令等)</p> <p>第十条の六 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）を実施しようとする者は、共同で、知事に利用拠点整備改善計画の認定を申請することができる。</u></p> <p><u>2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）</u></p> <p><u>二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針</u></p> <p><u>三 利用拠点整備改善計画の目標</u></p> <p><u>四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期</u></p> <p><u>五 第八条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項</u></p> <p><u>六 第八条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの</u></p> <p><u>七 計画期間</u></p> <p><u>八 その他規則で定める事項</u></p> <p><u>3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>4 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</u></p> <p><u>一 公園計画に照らして適切なものであること。</u></p> <p><u>二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。</u></p> <p><u>三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</u></p> <p><u>5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。</u></p> <p><u>6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。</u> <u>(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)</u></p> <p><u>第十条の八 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第七条の四第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第一項及び第十条の十において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。</u> <u>(認定の取消し)</u></p> <p><u>第十条の九 知事は、第十条の七第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。</u> <u>(公園事業に関する特例)</u></p> <p><u>第十条の十 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第十条の七第四項の認定を受けたときは、当該認定</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第八条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</u></p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p>	<p>(報告徴収及び立入検査)</p>
<p><u>第十条の十一</u> 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p><u>第十条の七</u> 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>
<p><u>2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第十条の七第四項の認定（第十条の八第一項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p>	
<p><u>3 前二項</u>の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>	<p><u>2 前項</u>の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
<p><u>4 第一項及び第二項</u>の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第四章 保護及び利用 (特別地域)</p>	<p><u>3 第一項</u>の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第四章 保護及び利用 (特別地域)</p>
<p>第十一条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。</p>	<p>第十一条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。</p>
<p>2 第四条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並び</p>	<p>2 第四条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並び</p>

改正後	改正前
<p>にその区域の変更について準用する。</p> <p>3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>二 木竹を伐採すること。</p> <p>三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。</p> <p>四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>七 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>八 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>九 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。</p> <p>十 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。</p> <p>十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p> <p>十二 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。</p> <p>十四 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色</p>	<p>にその区域の変更について準用する。</p> <p>3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>二 木竹を伐採すること。</p> <p>三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。</p> <p>四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>七 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>八 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>九 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。</p> <p>十 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。</p> <p>十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p> <p>十二 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。</p> <p>十四 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色</p>

改正後	改正前
<p>彩を変更すること。</p> <p>十五 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。</p> <p>十六 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの</p> <p>4 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。</p> <p>5 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>6 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>7 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>8 次の各号に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為</p> <p>二 認定自然体験活動促進事業（第二十五条の五第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第二十五条の三第一項に規定する自然体験活</p>	<p>彩を変更すること。</p> <p>十五 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。</p> <p>十六 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの</p> <p>4 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。</p> <p>5 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>6 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>7 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>8 次の各号に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行として行う行為</p>

改正後	改正前
<p><u>動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為</u></p> <p><u>三</u> 第二十六条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの</p> <p><u>四</u> 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの (利用調整地区)</p> <p>第十二条 知事は、自然公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。</p> <p>2 第四条第二項及び第三項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。</p> <p>3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 第十一条第三項の許可を受けた行為（自然公園法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる同法第六十八条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は第十一条第五項若しくは第七項の届出をした行為（同法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる同法第六十八条第三項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合</p> <p>三 公園事業を執行するため、<u>又は認定利用拠点整備改善事業を行うために立ち入る場合</u></p> <p><u>四 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合</u></p> <p><u>五</u> 第二十六条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合</p>	<p><u>三</u> 第二十六条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの</p> <p><u>三</u> 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの (利用調整地区)</p> <p>第十二条 知事は、自然公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。</p> <p>2 第四条第二項及び第三項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。</p> <p>3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 第十一条第三項の許可を受けた行為（自然公園法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる同法第六十八条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は第十一条第五項若しくは第七項の届出をした行為（同法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる同法第六十八条第三項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合</p> <p>三 公園事業を執行するために立ち入る場合</p> <p><u>四</u> 第二十六条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合</p>

改正後	改正前
<p>六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものを行うために立ち入る場合</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合 (立入りの認定)</p>	<p>五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものを行うために立ち入る場合</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合 (立入りの認定)</p>
<p>第十三条 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。</p> <p>一 自然公園を利用する目的で立ち入るものであること。</p> <p>二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>4 知事は、第一項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。</p> <p>5 第一項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。</p> <p>6 第一項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第四項の立入認定証を携帯しなければならない。</p> <p>7 自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。</p>	<p>第十三条 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。</p> <p>一 自然公園を利用する目的で立ち入るものであること。</p> <p>二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>4 知事は、第一項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。</p> <p>5 第一項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。</p> <p>6 第一項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第四項の立入認定証を携帯しなければならない。</p> <p>7 自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。</p>

改正後	改正前
<p>8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定認定機関)</p>	<p>8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定認定機関)</p>
<p>第十四条 知事は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。</p>	<p>第十四条 知事は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。</p>
<p>2 指定認定機関の指定（以下第十八条までにおいて単に「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。</p>	<p>2 指定認定機関の指定（以下第十八条までにおいて単に「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、この条例若しくは広島県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五 第十八条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、この条例若しくは広島県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五 第十八条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>
<p>4 知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。</p>	<p>4 知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。</p>
<p>5 知事は、指定をしたときは、その旨を広島県報で公示しなければならない。</p>	<p>5 知事は、指定をしたときは、その旨を広島県報で公示しなければならない。</p>
<p>6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用</p>	<p>6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用</p>

改正後	改正前
<p>については、同条第一項、第二項から第五項まで（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。</p> <p>（指定の基準）</p>	<p>については、同条第一項、第二項から第五項まで（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。</p> <p>（指定の基準）</p>
<p>第十五条 知事は、前条第二項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。</p> <p>二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>三 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。</p>	<p>第十五条 知事は、前条第二項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。</p> <p>二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>三 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。</p>
<p>（指定認定機関の遵守事項）</p>	<p>（指定認定機関の遵守事項）</p>
<p>第十六条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、規則で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>4 指定認定機関は、知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部</p>	<p>第十六条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、規則で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>4 指定認定機関は、知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部</p>

改正後	改正前
<p>又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p>	<p>又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p>
<p>5 知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。</p>	<p>5 知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。</p>
<p>6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第十八条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(秘密保持義務等)</p>	<p>6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第十八条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(秘密保持義務等)</p>
<p>第十七条 指定認定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並びにこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。</p>	<p>第十七条 指定認定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並びにこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。</p>
<p>2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p>	<p>2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p>
<p>第十八条 知事は、第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>	<p>第十八条 知事は、第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>
<p>2 知事は、指定認定機関が第十四条第三項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p>	<p>2 知事は、指定認定機関が第十四条第三項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p>
<p>3 知事は、指定認定機関が第十六条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施する</p>	<p>3 知事は、指定認定機関が第十六条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施する</p>

改正後	改正前
<p>ことができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。</p>	<p>ことができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。</p>
<p>4 第十四条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p>	<p>4 第十四条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p>
<p>第十九条 知事は、第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p>第十九条 知事は、第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>
<p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
<p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(条件)</p>	<p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(条件)</p>
<p>第二十条 第十一条第三項及び第十二条第三項第七号の許可には、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(普通地域)</p>	<p>第二十条 第十一条第三項及び第十二条第三項第六号の許可には、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(普通地域)</p>
<p>第二十一条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>四 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p>	<p>第二十一条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>四 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p>

改正後	改正前
<p>五 鉋物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>六 土地の形状を変更すること。</p> <p>2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命じることができる。</p> <p>3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。</p> <p>4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。</p> <p>5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。</p> <p>6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。</p> <p>7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行 <u>又は認定利用拠点整備改善事業</u> として行う行為</p> <p><u>二 認定自然体験活動促進事業として行う行為</u></p> <p><u>三</u> 第二十六条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの</p> <p><u>四</u> 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの</p> <p><u>五</u> 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為</p>	<p>五 鉋物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>六 土地の形状を変更すること。</p> <p>2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命じることができる。</p> <p>3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。</p> <p>4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。</p> <p>5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。</p> <p>6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。</p> <p>7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行として行う行為</p> <p><u>二</u> 第二十六条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの</p> <p><u>三</u> 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの</p> <p><u>四</u> 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為</p>

改正後	改正前
<p>六 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 (中止命令等)</p> <p>第二十二條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、 第十一条第三項若しくは第十二条第三項の規定、第二十条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。</p> <p>2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十三條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、 第十一条第三項若しくは第十二条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命じられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、第十一条第三項、第十二条第三項第七号、第二十一条第二項又</p>	<p>五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 (中止命令等)</p> <p>第二十二條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、 第十一条第三項若しくは第十二条第三項の規定、第二十条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。</p> <p>2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十三條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、 第十一条第三項若しくは第十二条第三項第六号の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命じられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、第十一条第三項、第十二条第三項第六号、第二十一条第二項又</p>

改正後	改正前
<p>は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、又は第十一条第三項各号、<u>第十二条第三項第七号</u>若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p>	<p>は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、又は第十一条第三項各号、<u>第十二条第三項第六号</u>若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p>
<p>3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>	<p>3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
<p>4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (集団施設地区)</p>	<p>4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (集団施設地区)</p>
<p>第二十四条 知事は、自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定することができる。</p>	<p>第二十四条 知事は、自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定することができる。</p>
<p>2 第四条第二項及び第三項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。 (利用のための規制)</p>	<p>2 第四条第二項及び第三項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。 (利用のための規制)</p>
<p>第二十五条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p>第二十五条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p>
<p>一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。</p>	<p>一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。</p>
<p>二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方 で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。</p>	<p>二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方 で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。</p>
<p><u>三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。</u></p>	
<p>2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号<u>又は第三号</u>に</p>	<p>2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為</p>

改正後	改正前
<p>掲げる行為をしている者があるときは、その職員に、その行為をやめるべきことを指示させることができる。</p> <p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p><u>第四章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置</u> <u>(協議会)</u></p> <p><u>第二十五条の二 自然公園の区域をその区域に含む市町は、規則で定めるところにより、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。</u> <u>(自然体験活動促進計画の認定)</u></p> <p><u>第二十五条の三 前条に規定する協議会（次条第一項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施しようとする者は、共同で、知事に自然体験活動促進計画の認定を申請することができる。</u></p> <p><u>2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）</u></p> <p><u>二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針</u></p> <p><u>三 自然体験活動促進計画の目標</u></p> <p><u>四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体</u></p> <p><u>五 計画期間</u></p> <p><u>六 その他規則で定める事項</u></p>	<p>をしている者があるときは、その職員に、その行為をやめるべきことを指示させることができる。</p> <p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</u></p> <p><u>一 公園計画に照らして適切なものであること。</u></p> <p><u>二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。</u></p> <p><u>三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。</u></p> <p><u>四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</u></p> <p><u>4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。</u></p> <p><u>5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。</u> <u>(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)</u></p> <p><u>第二十五条の四 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前条第三項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。</u> <u>(認定の取消し)</u></p> <p><u>第二十五条の五 知事は、第二十五条の三第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項におい</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>て「認定自然体験活動促進計画」という。）が第二十五条の三第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。</u> <u>（報告徴収及び立入検査）</u></p> <p><u>第二十五条の六 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十五条の三第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p> <p>第五章 風景地保護協定 (風景地保護協定の締結等)</p> <p>第二十六条 県若しくは市町又は第三十二条第一項の規定により指定された公園管理団体で<u>第三十三条第一項第一号</u>に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。</p> <p>一 風景地保護協定の目的となる土地の区域（以下「風景地保護協定区域」</p>	<p>第五章 風景地保護協定 (風景地保護協定の締結等)</p> <p>第二十六条 県若しくは市町又は第三十二条第一項の規定により指定された公園管理団体で<u>第三十三条第一号</u>に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。</p> <p>一 風景地保護協定の目的となる土地の区域（以下「風景地保護協定区域」</p>

改正後	改正前
<p>という。)</p> <p>二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項</p> <p>三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項</p> <p>四 風景地保護協定の有効期間</p> <p>五 風景地保護協定に違反した場合の措置</p> <p>2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。</p> <p>3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 市町が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。</p> <p>5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>(風景地保護協定の縦覧等)</p> <p>第二十七条 県又は市町は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、県又は市町に意見書を提出することができる。</p> <p>(風景地保護協定の認可)</p> <p>第二十八条 知事は、第二十六条第五項の規定による風景地保護協定の認可</p>	<p>という。)</p> <p>二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項</p> <p>三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項</p> <p>四 風景地保護協定の有効期間</p> <p>五 風景地保護協定に違反した場合の措置</p> <p>2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。</p> <p>3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 市町が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。</p> <p>5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>(風景地保護協定の縦覧等)</p> <p>第二十七条 県又は市町は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、県又は市町に意見書を提出することができる。</p> <p>(風景地保護協定の認可)</p> <p>第二十八条 知事は、第二十六条第五項の規定による風景地保護協定の認可</p>

改正後	改正前
<p>の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。</p>	<p>の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。</p>
<p>一 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>二 風景地保護協定の内容が、第二十六条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(風景地保護協定の公告等)</p>	<p>一 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>二 風景地保護協定の内容が、第二十六条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(風景地保護協定の公告等)</p>
<p>第二十九条 県又は市町は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。</p> <p>(風景地保護協定の変更)</p>	<p>第二十九条 県又は市町は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。</p> <p>(風景地保護協定の変更)</p>
<p>第三十条 第二十六条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。</p> <p>(風景地保護協定の効力)</p>	<p>第三十条 第二十六条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。</p> <p>(風景地保護協定の効力)</p>
<p>第三十一条 第二十九条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。</p>	<p>第三十一条 第二十九条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。</p>
<p>第六章 公園管理団体 (指定)</p>	<p>第六章 公園管理団体 (指定)</p>
<p>第三十二条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、<u>次条第一項各号</u>に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p>	<p>第三十二条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、<u>次条各号</u>に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p>
<p>2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を広島県報で公示しなければならない。</p>	<p>2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を広島県報で公示しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。</p>
<p>4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を広島県報で公示しなければならない。</p>	<p>4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を広島県報で公示しなければならない。</p>
<p>(業務)</p>	<p>(業務)</p>
<p>第三十三条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>第三十三条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>
<p>一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。</p>	<p>一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。</p>
<p>二 自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。</p>	<p>二 自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。</p>
<p><u>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</u></p>	<p><u>三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</u></p> <p><u>四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。</u></p> <p><u>五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。</u></p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>
<p><u>2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</u></p>	
<p><u>一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</u></p>	
<p><u>二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。</u></p>	
<p><u>三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。</u></p>	
<p><u>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</u></p>	
<p>(連携)</p>	<p>(連携)</p>
<p>第三十四条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に<u>前条第一項</u> <u>第一号</u>に掲げる業務を行わなければならない。</p>	<p>第三十四条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に<u>前条第一号</u>に掲げる業務を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(改善命令)</p> <p>第三十五条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命じることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p>	<p>(改善命令)</p> <p>第三十五条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命じることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p>
<p>第三十六条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を広島県報で公示しなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p>	<p>第三十六条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を広島県報で公示しなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p>
<p>第三十七条 県及び市町は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。</p> <p>第七章 雑則</p> <p>(実地調査)</p>	<p>第三十七条 県及び市町は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。</p> <p>第七章 雑則</p> <p>(実地調査)</p>
<p>第三十八条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。</p> <p>2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。</p> <p>4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>	<p>第三十八条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。</p> <p>2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。</p> <p>4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>(損失の補償)</p>	<p>5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>(損失の補償)</p>
<p>第三十九条 県は、第十一条第三項の許可を得ることができないため、第二十条の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十一条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p>	<p>第三十九条 県は、第十一条第三項の許可を得ることができないため、第二十条の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十一条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p>
<p>2 県は、自然公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は県が行う公園事業の執行に関し、前条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p>	<p>2 県は、自然公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は県が行う公園事業の執行に関し、前条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p>
<p>3 前二項の規定による補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。</p>	<p>3 前二項の規定による補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。</p>
<p>4 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。</p>	<p>4 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。</p>
<p><u>(利用の増進のための情報の提供等)</u></p>	
<p><u>第三十九条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。</u></p>	
<p>(施行規定)</p>	<p>(施行規定)</p>
<p>第四十条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第四十条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第八章 罰則</p>	<p>第八章 罰則</p>
<p>第四十一条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第四十一条 <u>第十条の六第一項又は第二十二條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</u></p>
<p><u>一 第十条の六第一項又は第二十二條第一項の規定による命令に違反したとき。</u></p>	
<p><u>二 第十一条第三項の規定に違反したとき。</u></p>	
<p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

改正後	改正前
<p>一 <u>第八条第三項の認可を受けた者が、同条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更したとき。</u></p> <p>二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した<u>とき。</u></p> <p>三 第十二条第三項の規定に違反した<u>とき。</u></p> <p>四 偽りその他不正の手段により第十三条第一項又は第七項の認定を受けた<u>とき。</u></p> <p>五 第二十条の規定により許可に付された条件に違反した<u>とき。</u></p>	<p>一 <u>第八条第六項</u>の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した<u>者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）</u></p> <p>二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した<u>者</u></p> <p>三 <u>第十一条第三項又は第十二条第三項</u>の規定に違反した<u>者</u></p> <p>四 偽りその他不正の手段により第十三条第一項又は第七項の認定を受けた<u>者</u></p> <p>五 第二十条の規定により許可に付された条件に違反した<u>者</u></p>
<p>第四十三条 第十七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十三条 第十七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第四十四条 第十条の二、第二十一条第二項又は第三十五条の規定による命令に違反した<u>ときは、当該違反行為をした</u>者は、五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十四条 第十条の二、第二十一条第二項又は第三十五条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした</u>者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>一 <u>第十条の十一第一項若しくは第二項、第十九条第一項若しくは第二十五条の六第一項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は<u>これらの</u>規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした<u>とき。</u></p> <p>二 偽りその他不正の手段により第十三条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた<u>とき。</u></p> <p>三 第十六条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した<u>とき。</u></p>	<p>一 <u>第十条の七第一項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は<u>同項</u>の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした<u>者</u></p> <p>二 偽りその他不正の手段により第十三条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた<u>者</u></p> <p>三 第十六条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した<u>者</u></p>
<p><u>四</u> 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした<u>とき。</u></p> <p><u>五</u> 第二十一条第五項の規定に違反した<u>とき。</u></p>	<p><u>四</u> <u>第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</u></p> <p><u>五</u> 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした<u>者</u></p> <p><u>六</u> 第二十一条第五項の規定に違反した<u>者</u></p>

改正後	改正前
<p><u>六</u> 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした<u>とき</u>。</p>	<p><u>七</u> 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした<u>者</u>。</p>
<p><u>七</u> 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した<u>とき</u>。</p>	<p><u>八</u> 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した<u>者</u>。</p>
<p><u>八</u> 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十五条第一項第一号に掲げる行為をした<u>とき</u>。</p>	<p><u>九</u> 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十五条第一項第一号に掲げる行為をした<u>者</u>。</p>
<p><u>九</u> 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号又は<u>第三号</u>に掲げる行為をした<u>とき</u>。</p>	<p><u>十</u> 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした<u>者</u>。</p>
<p><u>十</u> 第三十八条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた<u>とき</u>。</p>	<p><u>十一</u> 第三十八条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた<u>者</u>。</p>
<p>第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十一条、第四十二条、第四十四条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十一条、第四十二条、第四十四条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。</p>
<p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p>	<p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p>
<p>一 第八条第九項、第十条の四又は第十条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）</p>	<p>一 第八条第九項、第十条の四又は第十条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）</p>
<p>二 第十三条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、立入認定証を携帯しないで立ち入った者</p>	<p>二 第十三条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、立入認定証を携帯しないで立ち入った者</p>
<p>附 則 この条例は、昭和三十四年十一月一日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、昭和三十四年十一月一日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四八年三月二四日条例第二〇号） この条例は、昭和四十八年七月一日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和四八年三月二四日条例第二〇号） この条例は、昭和四十八年七月一日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四八年一〇月一日条例第四一号）</p>	<p>附 則（昭和四八年一〇月一日条例第四一号）</p>
<p>1 この条例は、昭和四十八年十一月一日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、昭和四十八年十一月一日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>2 第一条の規定による改正前の広島県立自然公園条例第八条第一項の規定による届出を要しなかつた行為で改正後の同項の規定による届出を要することとなつたもののうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の同条例第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の広島県立自然公園条例第八条第一項又は第二条の規定による改正前の広島県自然環境保全条例第十八条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による届出をしている行為については、改正後の広島県立自然公園条例第八条第五項又は改正後の広島県自然環境保全条例第十八条第四項若しくは第二十五条第五項の規定は、適用しない。</p> <p>4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成三年七月五日条例第二八号） この条例は、平成四年一月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成一五年三月一四日条例第六号） この条例は、自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成一五年四月一日）</p> <p>附 則（平成一七年七月六日条例第三七号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二〇年一〇月九日条例第三〇号抄） （施行期日） 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二二年三月二三日条例第一号） （施行期日） 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、第一条中広島県立自然公園条例第十二条第三項第一号の改正規定並びに第四条及び第五条の規定は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平</p>	<p>2 第一条の規定による改正前の広島県立自然公園条例第八条第一項の規定による届出を要しなかつた行為で改正後の同項の規定による届出を要することとなつたもののうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の同条例第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の広島県立自然公園条例第八条第一項又は第二条の規定による改正前の広島県自然環境保全条例第十八条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による届出をしている行為については、改正後の広島県立自然公園条例第八条第五項又は改正後の広島県自然環境保全条例第十八条第四項若しくは第二十五条第五項の規定は、適用しない。</p> <p>4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成三年七月五日条例第二八号） この条例は、平成四年一月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成一五年三月一四日条例第六号） この条例は、自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成一五年四月一日）</p> <p>附 則（平成一七年七月六日条例第三七号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二〇年一〇月九日条例第三〇号抄） （施行期日） 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二二年三月二三日条例第一号） （施行期日） 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、第一条中広島県立自然公園条例第十二条第三項第一号の改正規定並びに第四条及び第五条の規定は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平</p>

改正後	改正前
<p>成二十一年法律第四十七号) 附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。(施行の日=平成二二年四月一日)</p> <p>(広島県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の広島県立自然公園条例(以下この項において「新条例」という。)第十条の六の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>4 前二項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p> <p>附 則(平成二三年一二月二六日条例第五二号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和元年一〇月八日条例第二一号) この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和四年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和五年一月一日から施行する。</u></p>	<p>成二十一年法律第四十七号) 附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。(施行の日=平成二二年四月一日)</p> <p>(広島県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の広島県立自然公園条例(以下この項において「新条例」という。)第十条の六の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>4 前二項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p> <p>附 則(平成二三年一二月二六日条例第五二号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和元年一〇月八日条例第二一号) この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。</p>